

石巻市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果及び意見を次のとおり公表します。

平成25年10月22日

石巻市監査委員 柴山耕一

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 森山行輝

- 1 監査対象部門 教育委員会  
総合支所管内における教育機関及び附属機関等
- 2 監査期間 平成25年8月26日から同年10月22日まで
- 3 監査対象範囲 平成25年度一般事務及び財務に関する事務の執行  
(平成25年7月31日現在)
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成25年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理において、別紙のとおり指摘します。  
なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導しました。
- 6 監査意見 結果報告に添える意見は、別紙のとおりです。

## 指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
教育委員会 学校給食センター(河北 学校給食センター、河南 学校給食センター、牡鹿 学校給食センター)	契約事務	<p>1 不適正な見積合わせについて</p> <p>各学校給食センターの自家用電気工作物保安管理業務委託契約において、見積書提出依頼書又は仕様書では、委託料の支払時期について、特に条件を示していないにもかかわらず、前金払による契約を締結しているケースが見受けられた。</p> <p>(1)河北学校給食センター及び牡鹿学校給食センター</p> <p>河北学校給食センター及び牡鹿学校給食センターが行った見積合わせでは、前金払を前提とした見積者が最低価格者となり、同者と前金払を条件に契約を締結していた。</p> <p>これは、見積依頼時に示していない条件を考慮して最低価格者を決定したことになり、見積合わせに参加した業者間で不公平が生じ、極めて不適切な事務であったと言わざるを得ない。</p> <p>(2)河南学校給食センター</p> <p>河南学校給食センターが行った見積合わせでは、前金払を前提とした見積者ではなく、偶然にも条件を付していない見積者が、最低価格者となり、契約締結していた。そのため、結果としては、業者間の不公平は生じていない状況ではあった。</p> <p>しかし、前金払を条件とした契約を締結しており、前金払が前提であれば、同者の見積額がもっと安価になった可能性も否定できないことから、契約方法としては、極めて不適正な事務処理となっている。</p> <p>このような事務処理は、業者間に不公平が生じ、又は不経済な契約金額となる恐れがあることから、仕様書等において示す条件について精査されるとともに、公平かつ適正な見積合わせの執行について十分留意されるよう求めるものである。</p>

# 指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項 目	内 容
体育振興課 (にっこり サンパーク)	財 産 管 理 事 務	2 行政財産目的外使用料算定誤りについて 行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過大又は過少に徴収していた。 行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。  (内容) (1) 石巻市教育委員会 (石にサ) 指令第 1 号 誤徴収額     9,878円 正徴収額     8,695円 過大徴収額   1,183円  (2) 石巻市教育委員会 (石にサ) 指令第 2 号 誤徴収額    10,559円 正徴収額    11,070円 過少徴収額     511円

## 指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不適正事項																						
	項 目	内 容																					
河北公民館	支出事務	<p>3 負担金の不適正な支出について</p> <p>平成24年度において、河北地区健康まつり実行委員会に対する負担金148,000円を支出していたが、同実行委員会では、天候により予定していた事業内容を縮小して実施した。そのため、事業費も当初の予定より縮小となり、120,106円の繰越金が出ていたところであるが、このような状況を考慮することなく、今年度の事業費として見積もった負担金132,000円の全額が支出されていた。</p> <p>河北地区健康まつり実行委員会の事務は、河北公民館の職員が行っており、前年度繰越金の存在と今年度予定した事業の内容について、事前に把握することは十分可能であったと思われるが、このような支出を行うことは、安易な予算執行であり、極めて遺憾であると言わざるを得ない。</p> <p>(内容)</p> <p>(1) 平成24年度収支内訳</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">収入</td> <td style="padding-right: 10px;">市負担金</td> <td style="text-align: right;">148,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">-) 支出</td> <td style="padding-right: 10px;">事業費</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">27,894円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">差引</td> <td style="text-align: right;">120,106円 (繰越金)</td> </tr> </table> <p>(2) 平成25年度収支内訳</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">収入</td> <td style="padding-right: 10px;">前年度繰越金</td> <td style="text-align: right;">120,106円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-right: 10px;">市負担金</td> <td style="text-align: right;">132,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">-) 支出</td> <td style="padding-right: 10px;">事業費 (見込)</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">88,512円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">差引</td> <td style="text-align: right;">163,594円</td> </tr> </table>	収入	市負担金	148,000円	-) 支出	事業費	27,894円		差引	120,106円 (繰越金)	収入	前年度繰越金	120,106円		市負担金	132,000円	-) 支出	事業費 (見込)	88,512円		差引	163,594円
収入	市負担金	148,000円																					
-) 支出	事業費	27,894円																					
	差引	120,106円 (繰越金)																					
収入	前年度繰越金	120,106円																					
	市負担金	132,000円																					
-) 支出	事業費 (見込)	88,512円																					
	差引	163,594円																					

## 指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
河北総合センター及び追波川河川運動公園管理事務所	収入事務	<p>4 納入通知書の送付遅延について</p> <p>前年度からの継続貸付等に係る普通財産貸付料、行政財産目的外使用料及び公園使用料に係る収入事務において、平成25年4月1日付けで調定を行ったものの、納入通知書の送付を失念したため、9月下旬以降になって、収入されているものが見受けられた。</p> <p>継続貸付等に係る収入については、通常、5月末にまでに納入されるように事務処理を行うものであるが、半年近くもの間、収入未済となった状況が放置され、担当者以外の者や管理者もそれに気づかずにいたことは、収入事務として不適正であるばかりか、財産管理も怠っているものと言わざるを得ない。</p> <p>今後は、貸付や使用許可している財産の一覧を作成し、また、収入状況を随時確認するなど、確実な管理を行いたい。</p> <p>(内容)</p> <p>(1) 河北総合センター敷地内電力柱分 37,500円 収入日：平成25年10月1日</p> <p>(2) 河北総合センター屋上PHS無線基地局分 1,500円 収入日：平成25年9月30日</p> <p>(3) 旧福地体育研修センター敷地内電力柱分 15,000円 収入日：平成25年10月1日</p> <p>(4) 旧福地体育研修センター敷地内架空光ケーブル分 590円 収入日：平成25年10月2日</p> <p>(5) 追波川河川運動公園内電力柱分 9,066円 収入日：平成25年10月1日</p>

## 監査結果報告に添える意見

組織及び運営の合理化に資するため、事務等の改善を検討されたい事項

### 意見の内容

#### 1 地区施設管理者が処理する文書の取扱いについて（教育委員会教育総務課）

石巻市教育委員会では、生涯学習課及び体育振興課において地区施設管理者を配置し、河南地区、桃生地区及び牡鹿地区に設置されているスポーツ施設や社会教育施設などの管理を行っている。地区施設管理者には、それぞれの地区の公民館長が兼務により任命されており、その意図するところは、施設管理上の便宜的な配慮によるものと思われる。

しかし、地区施設管理者が行う事務については、各施設の所属先となる生涯学習課又は体育振興課の所管の事務となるため、関係文書を収発する場合は、生涯学習課及び体育振興課に備えてある文書収発簿で整理を行うこととなり、施設管理上の配慮にもかかわらず、各施設で事務が完結できず、非効率な事務処理体制となっている。

については、効率的かつ円滑に事務処理が行われるよう、地区施設管理者が使用できる文書記号を新たに制定するなど、各施設に文書収発簿を備えられるよう事務処理体制を見直しされたい。

## 監査結果報告に添える意見

組織及び運営の合理化に資するため、事務等の改善を検討されたい事項

### 意見の内容

#### 2 行政財産目的外使用許可書における不服申立て及び取消訴訟に関する教示について (教育委員会教育総務課)

行政財産目的外使用許可は、行政処分として行われるため、行政不服審査法(昭和37年法律第106号)第57条第1項及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定により、不服申立て及び取消訴訟に関する教示をしなければならないことになっているが、石巻市教育委員会が行う行政財産目的外使用に係る許可書を見ると、次のとおり各教育機関によって、教示内容が統一されていない状況であった。

については、次のとおり関係法令に基づき、教示内容の統一化を図るよう周知徹底されたい。

教育機関名	不服がある場合の異議申立て又は審査請求	許可の取消しに関する訴訟の被告とする者	訴訟における代表者
河北総合センター	石巻市教育委員会 に対して 異議申立て	石巻市教育委員会	石巻市教育委員会 教育委員長
遊楽館	石巻市長 に対して 異議申立て	石巻市	石巻市長
にっこりサンパーク	石巻市教育委員会 に対して 異議申立て	教示なし	教示なし
島の楽校	石巻市教育委員会 に対して 異議申立て	石巻市	石巻市教育委員会
牡鹿交流センター	石巻市教育委員会 に対して 異議申立て	石巻市教育委員会	石巻市教育委員会 教育委員長

##### (1) 異議申立て又は審査請求について

教育委員会が行う行政財産を使用する権利に関する処分についての不服申立てについては、地方自治法第238条の7第2項の規定において、『第238条の4の規定により普通地方公共団体の委員会がした行政財産を使用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。』となっていることから、『石巻市長へ審査請求をすることができる』旨の教示とされたい。

##### (2) 訴訟の被告について

訴訟の被告については、行政事件訴訟法第11条の規定において、『処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を被告として提起しなければならない。

1. 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体
2. 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体 』

となっていることから、『石巻市を被告とする』旨の教示とされたい。

(3) 訴訟における石巻市を代表する者について

教育委員会における訴訟等の取扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 56 条の規定において、

『教育委員会は、**教育委員会**若しくはその権限に属する事務の委任を受けた行政庁の**処分**（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）若しくは**裁決**（同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ。）又は教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の処分若しくは裁決に係る**同法第 11 条第 1 項**（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による**地方公共団体を被告とする訴訟**について、当該**地方公共団体を代表する。**』

となっていることから、『石巻市を代表する者は**石巻市教育委員会**とする』旨の教示とされたい。

## 監査結果報告に添える意見

組織及び運営の合理化に資するため、事務等の改善を検討されたい事項

### 意見の内容

#### 3 自家用電気工作物保安管理業務委託契約に係る見積合わせについて（総務部管財課）

教育委員会（総合支所管内）の定期監査を実施したところ、自家用電気工作物保安管理業務委託契約において、見積書提出依頼書又は仕様書では、委託料の支払時期について、特に条件を示していないにもかかわらず、前金払による契約を締結していたため、次のとおり、業者間に不公平が生じ、または不経済な契約となる恐れがある不適正な事務処理が見受けられた。

このような不適正な事務処理は、本年度において実施した他の部局においても見られたところであり、全庁的な問題であることが危惧されるので、見積依頼時に示す条件について精査し、公平かつ適正な見積合わせを行うことについて、貴職から各課等に対する適切な指導を行われたい。

##### (1) 前金払を前提とした見積者が最低価格者となり、同者と前金払を条件に契約した事例

この場合は、見積依頼時に示していない条件を考慮し、最低価格者を決定したことになり、見積合わせに参加した業者間で不公平が生じ、不適切な事務処理であった。

##### (2) 条件を付していない見積者が最低価格者となり、同者と前金払を条件に契約した事例

この場合は、結果としては、業者間の不公平は生じていない状況ではあるが、前金払を条件とした契約を締結しており、前金払が前提であれば、同者の見積額がもっと安価になった可能性も否定できず、不適切な事務処理であった。

また、自家用電気工作物保安管理業務委託契約については、従来から前金払により支払されることが多かったところであるが、前金払による支払は、例外的支払方法であるので、前金払が必要となる理由や根拠法令について、見積徴収同等に明記することについても併せて指導されたい。

さらに、一者を選定した見積徴収から競争性を導入した契約方法に変更されたことに伴い、必ずしも契約金額の全額を一括して前金払により支払わなければならない積極的な理由がないことから、前金払の廃止についても検討されたい。

# 監査結果報告に添える意見

組織及び運営の合理化に資するため、事務等の改善を検討されたい事項

## 意見の内容

### 4 行政財産目的外使用料の算定方法について（総務部管財課）

行政財産である土地を目的外使用させる場合、使用料の算出については、石巻市行政財産の用途又は目的外使用料に関する条例第2条第1項第1号の規定に基づき定めている公有財産貸付料等算定基準（以下、「算定基準」という。）により算定している。

#### 第1 貸付料等

##### 1 土地

貸付けする年度の当該市有地の仮固定資産評価額(当該年度分の仮固定資産評価額が決定されていない場合は、前年度の仮固定資産評価額)に次の算定率を乗じて得た額を貸付料年額とする。

利用目的による算定率

ア 住宅用又は非営利用 5.5/100

イ 営利用 6.5/100

ウ 一時貸付 6.5/100

今回、にっこりサンパークの土地を目的外使用させている事例があったが、申請者は建設業者であり、使用目的は国や地方公共団体の発注による工事中盛土土砂搬出用運搬路の設置であった。

このケースで、目的外使用料を算定する場合、算定基準の第1-1-イにより営利用として6.5/100を適用することになるが、同じ営利用を目的とした使用でも、例えば飲料水の自動販売機の設置など施設利用者にとって都合が良いものとは性格が大きく異なり、営利目的というだけの理由で、同じ算定率によって使用料が算出されることに疑義が生じたところである。

今回のケースは、行政財産の本来の用途又は目的に支障がなく、使用許可自体には問題がないものであるが、行政財産の利便性が向上するなどの効用もなく、行政財産の用途又は目的とは全く無関係であることを考えると、施設の利便性を高めるような使用許可とは区別した対応をする必要があるのではないかと思われる。

については、今回のケースを踏まえ、施設利用者の利便性にプラスになるものとならないものとははっきり区分し、算定基準の見直しを行うよう望むものである。